

## 託送供給申込に関するQA集

### 1. 低圧の需要側の申込みについて

Q1-1. スイッチング申込で、マッチング後はシステムで訂正できないが、どのように依頼すればよいか。

A1-1. ネットワークサービスセンターへメールをお送りください。なお、連絡用フォーマット（申込変更・取消依頼書）をご用意しておりますので、連絡の際にご活用ください。

Q1-2. 電灯で負荷設備契約のお客さまをスイッチングする際、契約決定方法をアンペアブレーカー契約にするにはどうしたらいいか。

A1-2. 負荷設備契約のお客さまがスイッチングされる際には、スイッチング支援システムでは実量契約のみが選択いただけます。それ以外の契約決定方法を希望される場合はスイッチング支援システムでの変更ができませんので、スイッチング申込にあわせて新增設申込（契約変更）をお申込みください。

Q1-3. アンペア変更にあたり、工事費は発生するのか。

A1-3. アンペアブレーカーの取替作業およびスマートメーターの電流制限機能操作については、当社が無料でおこないます。

なお、屋内の配線工事が必要となる場合もあります（屋内の配線工事は電気工事店が実施し、費用は需要者さまの負担となります）。

Q1-4. アンペア変更では、どのような作業が行われるのか。

A1-4. ①現場に誘導型計器（円盤回転による計量計器）がついている場合・・・現場にてブレーカー交換のみを行い、スマートメーターへの取替は行いません。

②現場にアンペアブレーカーがあり、スマートメーターがついている場合・・・現場にてアンペアブレーカーを取り外し、スマートメーターにて電流制限を行います。

③現場にアンペアブレーカーは無く、スマートメーターがついている場合・・・遠隔操作にて変更できる場合は遠隔操作にて、できない場合は現場にて作業いたします。なお、電流制限機能が具備されていないスマートメーターが取り付けられている場合は、スマートメーターの取替が

必要です。

Q1-5. アンペア変更の現場作業では、停電は発生するのか。また、時間はどれくらいか。

A1-5. アンペアブレーカーの取り外しが生じる場合は、約30分程度の停電が必要です。

Q1-6. スイッチング支援システムマニュアルによると、アンペア変更にて契約電流を下げる場合で、太陽光発電等の系統連系設備が「有」の場合は「一般送配電事業者へ問い合わせください」とあるが、どうすればよいか。

A1-6. 以下の内容を踏まえ、ご不明点があればお問い合わせください。

①現在、誘導型計器(円盤回転による計量計器)およびアンペアブレーカーがついている場合・・・  
発電設備の容量より小さいアンペアブレーカーに変更する場合、太陽光発電の逆潮流によりブレーカーが動作してしまう恐れがあります。

②現在、スマートメーターがついている場合・・・スマートメーターの電流制限機能は、太陽光発電の逆潮流に影響を受けないため、発電設備の容量より小さい契約電流への変更も可能です。

Q1-7. スマートメーターでの電流制限へ切り替えるのに伴いアンペアブレーカーを外した場合、ブレーカーが取りついていたスペースはどうするのか。

A1-7. 当社にてスペーサーを取り付けます。

Q1-8. スマートメーターのお客さまがアンペア変更で契約電流を下げる場合、取り付いているアンペアブレーカーは残すのか。

A1-8. 契約電流を下げる場合も、アンペアブレーカーを取り外します。

Q1-9. 設備情報照会で、契約決定方法がアンペアブレーカー契約であるにも関わらず、契約容量の単位が「kVA」で表示されている場合がある。この契約について、スイッチング支援システムでアンペア変更を申し込むことは可能か。

A1-9. 現在の契約内容によって、アンペアブレーカー契約であっても「kVA」にて表示される場合があります。現在の契約決定方法がアンペアブレーカー契約であれば、スイッチング支援システムでのアンペア変更申込は可能です。

Q1-10. 再点を当日に申込みしても対応可能か。

A1-10. ご使用開始当日またはご使用開始日を遡ったお申込みも可能ですが、できる限り早めのお申込みをお願いいたします。

なお、当社営業時間外のお申込みで、翌営業日までに緊急通電作業が必要な場合は、スイッチング支援システムに申し込んだ上で「緊急受付センター」への連絡をお願いいたします。

緊急受付センター：0120-995-007

Q1-11. 廃止・撤去を、当日に申込みしても対応可能か。

A1-11. 廃止日の前日（電気の最終ご使用日）までにお申込みください。

なお、当社営業時間外のお申込みで、「現在建物を解体中」等の理由から当社供給設備の緊急撤去作業が必要な場合は、スイッチング支援システムに申し込んだ上で「緊急受付センター」への連絡をお願いいたします。

建物の解体に伴うお申込みについては、建物の解体日の直前に「撤去」のお申込みをいただいた場合、建物の解体日までに撤去工事ができない可能性があります。建物の解体が発生する場合は、できる限り早めのお申込みをお願いいたします。

緊急受付センター：0120-995-007

Q1-12. アンペア変更を当日に申込みしても対応可能か。

A1-12. 当日のお申込みも可能ですが、できる限り早めのお申込みをお願いいたします。

なお、当社営業時間外のお申込みで、やむを得ず、当日または翌営業日までに緊急作業が必要な場合は、スイッチング支援システムでの申し込みをした上で「緊急受付センター」へ連絡をお願いいたします。ただし、当社の作業状況によっては対応できかねる場合もございます。

緊急受付センター：0120-995-007

Q1-13. 低圧高負荷契約（おまとめプラン）のスイッチングはどのように申込みをすればよいか。

A1-13. 低圧高負荷契約（おまとめプラン）は電灯と動力の契約に分かれており、それぞれに供給地点特定番号がございますので、電灯・動力双方ともにスイッチングのお申込みが必要です。ただし、検針票等には電灯の供給地点特定番号のみ表示されているため、動力分の供給地点特定番号は、設備情報検索等でご確認いただきますようお願いいたします。

## 2. 低圧の発電側の申込みについて

Q2-1. 需要側の供給地点特定番号で発電側のスイッチング申込をすることが可能か。

A2-1. 発電側の申込みには発電側の地点番号が必要になります。

Q2-2. 同じ地点での需要側と発電側では地点特定番号が違うのか。

A2-2. 同一地点においても、需要側と発電側ではそれぞれに地点番号があります。

需要側：供給地点特定番号、発電側：受電地点特定番号

Q2-3. 発電側の受電地点特定番号は、何を見たと確認することができるか。

A2-3. 毎月の検針時に配布しております検針票「購入電力量のお知らせ」の左上に記載のある地点番号（22桁の番号）をご確認ください。

※「電気ご使用量のお知らせ」（需要側）とは別になりますのでご注意ください。

Q2-4. 3月にスイッチング切替をした地点がシステムで出てこないが、受電地点特定番号が変わっているのか。

A2-4. 平成28年1月27～28日で開催した小売電気事業者さま向けの説明会にてお知らせさせていただきましたが、平成28年1～3月でスイッチング切替をしている地点については、受電地点特定番号が変更となっています。この番号が変更となったのは、接続供給開始希望日以降に変更処理を実施し、平成28年4月14日に小売電気事業者さまへお知らせさせていただきました。

### 3. 高圧の発電側の申込みについて

Q3-1. 接続検討申込は、小売電気事業者からの申込みとなっているが、直接ネットワークサービスセンターに申し込むことは出来ないのか。

A3-1. 発電した電気の売り先が決まっているのであれば、買っていただく小売電気事業者さまへ発電者さまからお申し込みをしていただき、小売電気事業者さまからネットワークサービスセンターへお申し込みをお願いします。

売り先が決まっていない場合は、直接申し込むことは可能です。

Q3-2. 申込み時に繰り上げ検針希望等の記載をするとのことだが、漏れた場合はどのようなになるのか？

A3-2. 検針の基準日となる日での接続供給開始となります。

Q3-3. 電気を売る場合の系統連系申込書については東京電力の支社に提出していたが、今後の扱いについては、どのようなになるのか。

A3-3. 小売電気事業者さまへ特定契約の申込みを提出する際に、系統連系申込書も合わせて提出願います。

Q3-4. 電気の買取先を変更する場合（スイッチング）に、旧小売電気事業者からの廃止申込みも必要となるのか？

A3-3. 旧小売電気事業者さまからの廃止申込みも必要となりますので、発電者さまに旧小売電気事業者さまへ廃止申込みを提出するようお伝え願います。なお、旧小売電気事業者さまから廃止申込みがなされない場合は、スイッチングの申込みを返却させていただきます。

以上